

法人税 R4 令和 4 年度特別償却の付表対応版(Ver.22.30)のリリース

特別償却の付表、および地方税様式の変更等に対応した、法人税 R4 Ver. 22. 30 のリリースについてご連絡いたします。

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	データ移行対象バージョン	保守加入対象バージョン
法人税 R4	Ver. 22. 30	令和4年度版 Ver. 22. 10以降 令和3年度版 Ver. 21. 10以降	Ver. 22. 10以降

※ライセンスが変更になります。22. 3 用のライセンスが必要です。

※E i ボードは Ver. 22. 10 以上が必要です。

2. リリース時期

2-1. E i ボードダウンロードマネージャー／マイページのダウンロード公開

2022 年 9 月 20 日（火）

2-2. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始日

2022 年 10 月 5 日（水）

※令和 3 年度版（Ver. 21. 41）のセットアッププログラムも収録します。

2-3. 法人税 R4 Ver. 22. 3 用の電子申告プログラムについて

Ver. 22. 3 用の法人税 R4 電子申告プログラム（Ver. 22. 3. e3）の提供時期は、法人税 R4 システム本体のダウンロード公開と同日となります。（9 月 20 日公開予定）

国税電子申告は、9月20日にe-Tax側の受付対象別表が拡大されます。（特別償却の付表および一部帳票は、2023年1月受付開始予定）。

なお、別表六関係の帳票も例年9月に電子申告受付対象となりますが、本年度は別表六（十一）以降は1月受付開始の予定です。法人税R4で対応している国税申告書の電子申告受付開始時期につきましては、[「法人税R4 各申告書の対応予定\(令和4年度版\)について」](#)をご参照ください。

3. 税制改正の対応内容(予定)

3-1. 法人税別表・地方税様式の変更

以下の帳票の様式対応を予定しています。

標準別表

第六号様式別表五(第1号)	第六号様式別表五(第3号)	第六号様式別表五の二(第1号)
第六号様式別表五の二(第3号)	第六号様式別表五の二の二(第1号)	第六号様式別表五の二の二(第3号)
第六号様式別表五の二の三	第六号様式別表五の三(第1号)	第六号様式別表五の三(第3号)
第六号様式別表五の三の二(第1号)	第六号様式別表五の三の二(第3号)	第六号様式別表五の四(第1号)
第六号様式別表五の四(第3号)	第六号様式別表五の五(第1号)	第六号様式別表五の五(第3号)
第六号様式別表五の六(第1号)	第六号様式別表五の六(第3号)	第六号様式別表六
第六号様式別表十一(第1号)	第六号様式別表十一(第3号)	第六号様式別表十四
第十号様式(第1号)	第十号様式(第3号)	

拡張別表

別表七(一)付表一	別表七(三) (旧「旧別表七(二)」)	別表八(三)
別表十(一)	別表十(二)	別表十(三)
別表十(六)	別表十(六)付表一 (旧「旧別表十(六)付表」)	別表十二(六)
別表十四(七) (旧「旧別表十四(六)」)	別表十四(七)付表三 (旧「旧別表十四(六)付表三」)	別表十六(三)
別表十六(五)	別表十七(二)	別表十七(二の二)
第六号様式別表十(第1号)	第六号様式別表十(第3号)	第七号の三様式

3-2. 新規追加帳票

以下の帳票の新規追加対応を予定しています。

標準別表

特別償却の付表(※)	特別償却等の償却限度額の計算に関する付表
第六号様式別表五の六の三(第1号)	給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書
第六号様式別表五の六の三(第3号)	

※特別償却の付表は、新設の申告書用紙に統合されました。

拡張別表

別表八(三)付表	特定支配後増加利益剰余金額超過額等の計算に関する明細書
別表六(二)付表六	税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書

3-3. 削除帳票

以下の帳票の削除対応を予定しています。

(特別償却の付表は、申告書統合により制度単位の様式は廃止となりました)

標準別表

特別償却の付表(一)	特別償却の付表(二)	特別償却の付表(六)
特別償却の付表(七)	特別償却の付表(八)	特別償却の付表(十二)
特別償却の付表(十六)	特別償却の付表(二十)	

拡張別表

特別償却の付表(三)	特別償却の付表(四)	特別償却の付表(五)
特別償却の付表(九)	特別償却の付表(十)	特別償却の付表(十一)
特別償却の付表(十三)	特別償却の付表(十四)	特別償却の付表(十五)
特別償却の付表(十七)	特別償却の付表(十八)	特別償却の付表(十九)
特別償却の付表(二十一)	特別償却の付表(二十二)	特別償却の付表(二十三)
特別償却の付表(二十四)	特別償却の付表(二十五)	特別償却の付表(二十六)
特別償却の付表(二十七)	特別償却の付表(震一)	特別償却の付表(震一の二)
特別償却の付表(震一の三)	特別償却の付表(震二)	特別償却の付表(震三)
特別償却の付表(震四)	特別償却の付表(震五)	特別償却の付表(震六)

3-4. 第六号様式 外形標準課税対象法人の所得割軽減税率廃止による税率変更の対応

外形標準課税対象法人の年 800 万円以下の所得に係る所得割の軽減税率廃止による税率変更に対応します(適用:令和4年4月1日以後開始事業年度)。

4. 地方税法 第72の2第1項第4号の事業について(システム適応外)

地方税法 第72の2第1項第2号の事業から特定ガス供給業が分離され、新たに第4号に掲げる事業として定義されました。

- ・第4号に掲げる事業を行う法人が使用する第六号様式(その3)や第六号の三様式(その3)が追加されました。

- ・地方税様式の第72の2第1項の事業区分欄に「第4号」が追加されました（事業の区分に応じ丸で囲みます）。

第1号 （法第72条の2第1項第3号に掲げる事業） 第4号

法人税 R4 では、ガス供給業（特定ガス供給業を含む）はシステム適応外のため、第4号の事業に関する設定や出力等について対応は行いません。

5. グループ通算制度に関する法人税 R4 の対応について（システム適応外）

令和4年4月1日以後開始事業年度から連結納税制度が廃止されて、グループ通算制度の適用が開始されました。

法人税 R4 では連結納税制度による申告はシステム適応外としておりましたが、昨年4月より随時ご案内してまいりましたとおり、グループ通算制度による申告につきましてもシステム適応外となります。

以上、よろしくお願いいたします。